

静岡県立富士高等学校ソーシャルメディアサービス（SMS）運用ポリシー

静岡県立富士高等学校

1 趣旨

本運用ポリシーは、静岡県立富士高等学校が学校の情報発信等のためにソーシャルメディアサービス（以下「SMS」という。）を運用するにあたっての基本原則、SNS 運用ポリシー、トラブルへの対応等について定めるものとする。

2 SMS の定義

Web サイトやソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイト等の誰もが参加できる広範的な情報通信技術を用いて、社会的相互性を通じて広がっていくように設計され、インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやり取りができる双方向メディアのことをいう。

3 適用範囲

- (1) 本運用ポリシーは静岡県立富士高等学校教職員（以下、「教職員」という。）が公務上 SMS を運用する場合に適用される。
- (2) 静岡県立富士高等学校の委託事業の受託者または市町、NPO 法人及び民間企業等の静岡県立富士高等学校以外の団体が、静岡県立富士高等学校と協働でソーシャルメディアを運用する場合において、当該受託者および団体は本ガイドラインの規定を準用し、適切な利用に努めるものとする。

4 運用について

教職員が SMS を運用するにあたり、次に掲げる事項に従うものとする。

- (1) 教職員としての自覚と責任を持つこと。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令等を遵守すること。
- (3) 利用する SMS の利用規約等の規定を順守すること。
- (4) 発信する情報には正確を期すとともに、閲覧者の誤解を招かないよう表現に配慮すること。
特に第三者が発信した情報を引用、転載する場合は、その事実根拠を確認し、誤った情報を拡散しないよう注意すること。
- (5) 閲覧者には誠実かつ冷静に対応すること。
- (6) 発信する情報や投稿者への不適切な対応等を原因として閲覧者から集中的に批判を浴びる、いわゆる炎上状態になった場合は、速やかに事実関係を確認し、誠意をもって閲覧者への説明、謝罪等の対応を行うこと。対応に時間を要する場合は、その旨を説明すること。
- (7) 次に掲げる内容の情報を発信しないこと。
 - ア 業務上知り得た秘密に関する内容
 - イ 特定の個人、企業、団体、国、地域を誹謗中傷する内容
 - ウ 基本的人権、プライバシー権、著作権等第三者の権利を侵害する内容
 - エ 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
 - オ わいせつ、暴力的な表現など公序良俗に反する内容
 - カ 特定の立場に立った政治活動、選挙活動、宗教活動
 - キ その他教職員として不適切な内容
- (8) 各種 SMS は、別に設置する「SNS 運用ポリシー」及び「コミュニティポリシー」に沿って運用することとし、利用規約を別途定めることとする。

5 その他

- (1) 本ポリシーに定めのない事項については「静岡県立学校ソーシャルメディア運用ガイドライン」を準用する。

(2) 本ポリシーの詳細設定については、校長の許可を得た後に変更できるものとする。